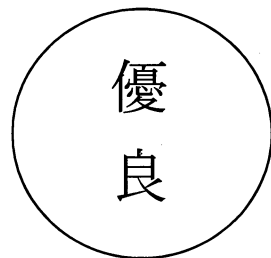




許可番号 3850005770

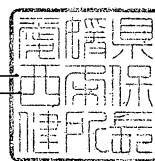
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 愛媛県新居浜市船木4336番地2
氏名 酒井興産株式会社
代表取締役 酒井 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年 7月27日
平成34年 7月26日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機
リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含む
ことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有
機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含
むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等 (電気機器又はOFケーブル (ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気
機器又はOFケーブルを除く。)) に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビ
フェニルに汚染されたもの (以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)
に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封
入されたものに限る。)

銻さ い (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含む
ことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含む
ことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害な
ものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はそ
の化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上11種類

(裏面へ続く)

(裏 面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 5年 7月 27日
○更新許可	平成 10年 7月 27日
○更新許可	平成 15年 7月 27日
○更新許可	平成 20年 7月 27日
○優良基準適合確認	平成 23年 8月 8日
○変更許可	平成 25年 2月 25日
(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	以上2種類の追加)
○代表者変更(旧:酒井 築郎)	平成 27年 6月 12日
○更新許可(優良基準適合認定)	平成 27年 7月 27日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無